

地価税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。(第5条関係)
- 2 この省令は、令和2年4月1日から施行することとする。(附則関係)